

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当 課	教育委員会事務局 教育総務課
委託業務番号	令和4年度 教総委第16号
委託業務名称	浄化槽維持管理業務委託(小谷小学校・朝日小学校)
委託業務場所	小谷小学校・朝日小学校
業務の概要	浄化槽の維持管理・保守点検・清掃
履行期間	令和4年4月1日から令和4年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	2,060,520円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市湯次町155番地 [商号又は名称] 株式会社テックアシスト
契約相手方の選定理由	委託業務場所において唯一営業許可(滋賀県の浄化槽保守点検業登録、湖北広域行政事務センターの浄化槽汚泥収集運搬業及び浄化槽清掃業許可)を持つ業者を選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。      (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。      (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。      (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。      (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。      (8)競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。      (9)落札者が契約を締結しないとき。</p>